

3. 市立養護学校の事例

市立養護学校からの地域支援の推進

―市立養護学校センター校化と障害児教育ネットワーク計画―

神奈川県 藤沢市立白浜養護学校

秋田 晃

はじめに

市立養護学校のセンター校化と障害児教育ネットワークに関するこの計画（案）は、養護学校から地域支援を推進するため、白浜養護学校内のプロジェクトにより立案された。本校では以前から児童生徒の障害の重度化が進み、それに対応するための専門性の向上が求められてきた。加えて、市内小・中学校や就学前の保護者からも支援を必要とする子ども達への対応に関する相談が多くなってきている。これらについては、養護学校が単独に取り組んで解決できる問題ではなく、市全体としての取り組み（本校のセンター校化と市内資源のネットワーク形成）が早急に必要である。これまで校内における研究体制は必ずしも十分とは言えなかったが、この度一応の案をまとめることができた。この計画を具現化するにあたり、藤沢市教育委員会、市内小・中学校校長会・教頭会に3年後の実現に向けた構想を提示し、今後の藤沢市内の障害児教育に対する連携と質的な向上を計るための理解と協力を求めていきたい。

白浜養護学校センター校化プロジェクト（2003年度）

2001（平成13）年度 プロジェクト立ち上げ

2001～2003年度 国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究

「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」に参加

構成

- ・校長、教頭（2名）
- ・教務：（小学部）（2名）、（中学部）（2名）、（高等部）（1名）

<校務分掌代表>

進路（1名）、教育相談（1名）保健健康（1名）
情報（1名）、研究・研修（1名）地域連携（2名）
生活指導（1名）、事務室（1名）

合計16名

1 計画立案の背景

2002年に40周年を迎えた本校は養護学校義務化からさかのぼること17年、神奈川県下では他市にさきがけ1962（昭和37）年に開校した。市立の養護学校としては全国的にも早期の設置であり、先進的な取り組みであった。

これとは別に1950年代後半から県内で特殊学級設置の機運が高まり、55年には市内小学校に初の特殊学級（1973年「特別指導学級」と改称）が開設された。また、1975年には、市の障害者福祉センター「太陽の家」が開設され、就学前と学校卒業後の障害児（者）の支援をおこなって現在に至っている。

白浜養護学校はこれまで40年の歴史の中で、教育の形態が幾多の変転をしてきた。開校当初は軽度の知的障害児が対象であり、将来の就労に向けて、作業学習に力を入れていた。その後、徐々に障害の重い児童生徒が増え、教育内容も変化を余儀無くされた。児童・生徒個々に応じた対応を目指していたが、障害の重度化、多様化に対応するには、施設や人材の面で解決しなければならない課題が多かった。

1980年代半ばからインテグレーション（統合教育）の推進が盛んとなり、特に当市では通常学級に在籍する障害のある児童生徒が多くなった。しかし、理想とされる教育環境ではなく、支援の体制も充分ではなかったため、「ただ教室にいる」という状態が多く、その後の大きな反省点となった。

市に就学指導委員会が設置されたのは1978年であった。ここで初めて障害のある児童の就学時における処遇が検

討されることとなった。就学にあたっては児童の処遇について保護者との話し合いが深められ、望ましい方向付けがされた。しかし、保護者の意見を尊重する結果、特別指導学級の児童の方が養護学校在籍児より障害の状態が重いケースも見られた。

白浜養護学校を市の障害児教育センターとする構想は、過去に市の障害児教育協議会（市の障害児教育についての諮問機関）や市教育委員会では必要なシステムとして考えられていた。しかし、前述したように障害児に対する特別な教育体制には批判的な考えが主流を占めるなかで、市に積極的にこれに取り組む姿勢はなく具体化はされなかった。1996年に市内の保護者にとって懸案だった高等部の開設と校舎全面改築が行われた際にも、このセンター校化は一部の声だけで終わってしまった経過がある。これまで藤沢市における障害児に対する支援と教育は、通常の学級、特別指導学級、養護学校、福祉施設等が個々別々に行ってきた。しかし、昨今のように、様々な支援を必要とする児童生徒が増加している状況を考えると、市内の障害児教育に関するネットワーク化が必要であり、その推進役として本校のセンター校化が、今、求められているのである。

本校では3年前から、独立行政法人 国立特殊教育総合研究所の行うプロジェクト研究の協力機関としてセンター校化プロジェクトを設置し、校内組織等の検討を重ねてきた。現在、教育相談や進路指導などいくつかの分掌ではセンター校化が具体化がされ、地域に向けて対応がなされている。また、障害児支援に関する市内関係機関のネットワークプランも構想することができた。

これまで、障害児に対する教育は通常の教育に対して「特殊な教育」との位置づけがされていた。様々な障害のため通常の教育の中では対応が困難な子どもに対して行われる、文字通り特殊な場での教育であった。しかし、世界規模で社会におけるインクルージョン（実質的統合）の考え方を目指す現在において、障害のある子どもだけでなく個々に課題のあるすべての子どもに対しての支援が求められている。

現在の段階では、本稿で示す計画はあくまでも一つの試案としての提示である。しかし本校では、今後校内組織の活性化と地域との連携、専門性を向上させるための研究組織の充実等の具体化に向け取り組みを推進させていく。また、行政との連携を密にし、ネットワークの実現に向け検討を進めたい。

2 計画の位置づけ

適切な教育的支援を効果的に行うためには、これまで、藤沢市内において個々に実施されてきた施策や関係機関の働きをネットワーク化し、相互の連携・協力を推進する必要がある。その中で中心的な役割を持つセンターとして、白浜養護学校の位置を明確にする必要がある。

3 計画の期間

2003（平成15）年度、研究も3年目を迎え、校内のプロジェクトの活動により地域支援の連携等具体的な目標設定も進行してきた。このなかで実施可能な内容については順次取り組みを進めている。この計画は校内の教育内容、支援体制を充実させるのと同時に市内の諸機関、学校等とのネットワークを構築することが大きな目的である。今後は市教育委員会の指導助言のもとに検討を進め、計画の具体化を図っていきたい。

なお、本格的な計画実施の期間については、特別支援教育への移行も鑑み、2004年（平成16）年度から2006年（平成18）年度までの3ヶ年間とする。

今後想定される推進の内容については表1の通りである。また今後この表には市内小中学校や行政との取り組み、特別支援教育との関連があわせて記載されることになるであろう。

表1 今後想定される推進の内容

年度	藤沢市立白浜養護学校
2003年 (平成15)	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市教育委員会，市内小中学校，関係機関へ「白浜養護学校センター校化ネットワーク計画」(案)を提示 ・独立行政法人国立特殊教育総合研究所(特総研)「センター的機能に関する開発研究会」プロジェクトのまとめを提出 ・白浜養護学校センター校化に向けた校内組織(今年度より実施)の総括 ・「個別の指導計画」の改善
2004年 (平成16)	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市障害児教育関係組織に計画案を提示し，ネットワークに位置づける(市障害児教育協議会，障害児教育担当者会，養護学校特別指導学級等連絡会他) ・白浜養護学校センター校化プロジェクトへ市指導主事の参加 ・白浜での教育・療育相談の実施 ・「個別の指導計画」の改善・充実 ・市内における特別支援教育(移行)準備組織(未定)に支援・協力 ・地域教育支援活動の充実 ・藤沢市教育委員会研究推進校(平成16年～18年)研究開始
2005年 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育(移行)準備組織に支援・協力 ・ネットワーク内の協力，連携の推進 ・白浜での教育・療育相談の充実 ・「個別指導計画」の活用と充実 ・「個別の教育支援計画」の検討 ・地域教育支援活動の充実 ・藤沢市教育委員会研究推進校としての研究の充実
2006年 (平成18)	<ul style="list-style-type: none"> ・白浜特別支援学校(仮称)への移行 ・白浜養護学校センター校化ネットワークの完成 ・「個別の教育支援計画」の実施と推進 ・「個別の移行支援計画」の検討 ・地域教育支援活動の充実 ・藤沢市教育委員会研究推進校
	研究最終年度(まとめと発表)

4 計画の目標

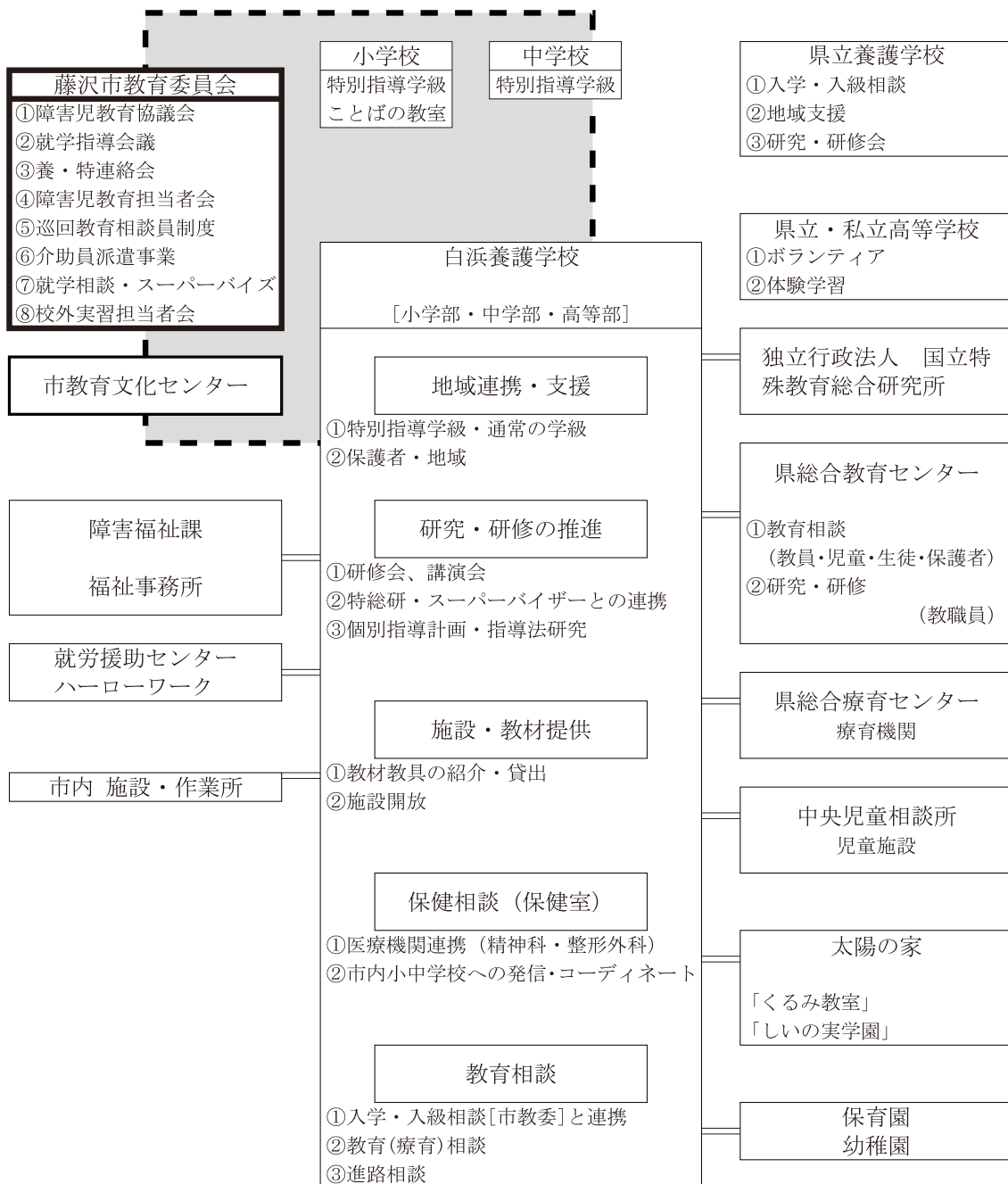
- 1) 課題のある児童・生徒一人ひとりがそれぞれのニーズに応じた教育や支援をうけることができる体制をつくる。
- 2) 市内に開かれた養護学校を目指し，地域における支援を推進する。
- 3) 障害児教育に携わる教員の資質を高め人的資源の充実を図る。
- 4) 各機関間のネットワーク形成を図り，連携と協力体制を深める。

5 計画の体系

想定するセンター校構想と市内のネットワークについては表2に示した通りである。現在、それぞれの機関とは個別の連携はあるが、組織としての対応については、確認が十分にされていない。機関会議等の中でネットワーク形成を念頭においた具体的な関係づくりを進める必要がある。

- 1) これまでそれぞれの場で行われていた市内における障害児に対する支援と教育について相互の連携を強化しネットワーク化を図る。
- 2) 白浜養護学校は市教育委員会と連携し、ネットワークのコーディネーターとしての役割を担う。
- 3) 特別支援教育への移行を受け、市内の組織作り推進のため、資源の提供と協力をを行う。
- 4) 障害児教育（特別支援教育）のための人材育成を進める。
- 5) 障害児支援のための研究を推進し、情報の発信をする。

表2 センター構想と市内のネットワーク



6 具体的な取り組み

現状では、校内組織を中心とした取り組みが主となっている。対外的なものを進めていくためには、市行政レベルで関係機関と検討を進めなければならない。内容については表1を想定している。

(1) 校内組織の検討

資料1に示したように校務分掌を地域支援の窓口となるように改編した。

(2) 現在推進している支援・協力・提携

2003(平成15)年度に行った外部支援、協力、提携した主な活動は以下の通りである

1) 学校開放

長期休業・週休日のアリーナ・プール等の開放(対象:市内福祉施設・小中学校特別指導学級在籍の児童生徒)

2) 地域連携

教職員及び地域ボランティアによる学校支援

- ・夏休み中の水泳指導:サマースクール(5日間)

3) 教育相談

- ① 保護者対象(担当:教育相談担当, 外部からの相談員)
- ② 小・中学部就学希望者対象(担当:教育相談担当+市教育委員会指導主事)
- ③ 県教育センターの相談機関への紹介
- ④ 藤沢市障害児教育スーパーバイザーのコーディネート
 - ・保護者への相談, 市内小中学校特別指導学校からの相談調整
- ⑤ 藤沢市教育文化センターの相談機関への紹介

4) 保健相談

- ① 本校精神科校医カンファレンス(希望保護者+担任教師)
- ② 本校養護教諭による情報提供とアドバイス
 - ・市内小中学校教育研究会, 市内養護教諭会への助言

5) 進路指導

- ① 本校高等部卒業後の進路選択に関する説明会
 - ・市内養護学校, 中学校在籍生徒保護者を対象とした進路説明会)
- ② 研修会(保護者向けの支援費制度の説明)
- ③ 施設見学(生徒・保護者・市内教職員による施設研修)
- ④ 情報提供(県立養護学校との連携及び市の福祉課, 作業所との情報交換)

6) 研究・研修

- ① 校内研究:学部単位でテーマ設定し外部講師の助言で実施
- ② 市内小中学校教育研究会への支援
 - ・自閉症スペクトラム障害の子ども達の理解についての研修・支援費制度についての理解(学童期の課題)
 - ・通常の学級に在籍する生徒への支援のあり方
- ③ 県教育センター研修への参加:スクールサイコロジスト^(注1)(学校, 地域コーディネーター)養成講座, 他
- ④ 藤沢市教育文化センターとの共催による障害児教育関係の研究と研修
 - ・LD, ADHD, 高機能自閉症児の理解と対応
 - ・障害児者の人権問題についての研修
- ⑤ 国立特殊教育総合研究所への研究協力

7) ホームページの開設

市内学校イントラネットにホームページを開設し学校教材等の紹介を行う

8) 事務室の組織検討 センター校化に向け, 組織と業務内容の検討

9) 居住地交流

居住地の通常の学級と定期的に交流をする

*注1, スクールサイコロジスト：支援教育のコーディネーターの役割を担う教員
(神奈川県総合教育センターで養成)

(3) 今後想定できる取り組み

- 1) 市研究推進校（平成16～18年）として市内小中学校への発信と障害児教育のネットワーク化に向け研究を推進する
- 2) 市教育委員会と協力し、白浜養護学校からの地域支援推進の組織づくりを考える。
- 3) 市の障害児教育関係会議や事業との連携強化
 - ① 障害児教育協議会・就学指導委員会・障害児教育担当者会
 - ② 特別指導学級設置校校長会（小中養校長会）
 - ③ 養護学校・特別指導学級等連絡会
 - ④ 市巡回教育相談活動（巡回教育相談）
 - ⑤ 市介助員派遣事業
 - ⑥ 特別指導学級及び白浜養護学校に在籍する児童のための土曜休業日体育館開校（月2回、2校）に伴う指導員配置

*上記に対し、1) 検討委員会の意向や白浜養護学校の現状とプランを紹介し、協力を得る
- 4) 市内にある県立総合教育センター・県立総合療育相談センターとの連携
講師要請・アセスメント依頼・医療相談を積極的に行う
- 5) 市教育文化センターとの連携
今後は特別支援教育も視野に入れた研修会の企画、運営において協力関係を推進する。
- 6) 福祉・就労関係との連携協力
 - ① 藤沢市心身障害福祉センター「太陽の家」との連携
「太陽の家」の「しいの実学園」（就学前）と「藤の実学園」（卒業後）との連携を強め、特に肢体の障害を持つ児童・生徒への継続した支援を推進する。
 - ② 藤沢市児童育成計画（ふじさわ2020）を受けた施設への協力
～学童保育等の放課後児童生徒対策事業
 - ③ 校外実習打ち合わせ会への協力
- 7) 市障害児教育スーパーバイザー、国立特殊教育総合研究所研究員との連携の強化
現在スーパーバイザーは3名（自閉症関連）で、白浜との連携もさらに深めていきたい。
- 8) 市相談指導教育（不登校児童生徒対応）との情報交換
相談指導教室は現在は障害児を対象としていないが、特別支援教育の意向に従い対応が変化する可能性がある。
- 9) 市内にある県中央児童相談所との情報交換
これまで児童の措置で養護学校に入学するケースも少なくない。
養護学校での教育内容を明確にし、連携をとることが大切である。
- 10) 校内におけるスクールサイコロジスト有資格者の活用
高等部開校以来、毎年1名が研修に参加している。初年度以降もフォローアップ研修が用意されているが、現在、校内でこれを活用する場が設定できていない。今後の学校コーディネーターの基盤となる人材であり活用を検討したい。
- 11) 市所有備品・教材（主に障害児教育関係）の保管と運用（貸し出し等）
- 12) 市内小中学校の特別指導学級、市内にある県立養護学校との連携を推進する。

7 今後の課題

本校は、3年間のプロジェクト研究の中でこれまでの学校体制全体を見直し、藤沢市における保護者や地域からの障害児教育のニーズに応えるため、研究と検討を進めてきた。校内における研究の充実と教育に対する前向きな姿勢をつくる面においては、校内研究の推進等で一定の成果が見られている。しかし、学校だけでできる取り組みには限界があり、これを無視して推進していった場合、研修や支援に係わる時間が職員の負担となってしまうことも考えられる。

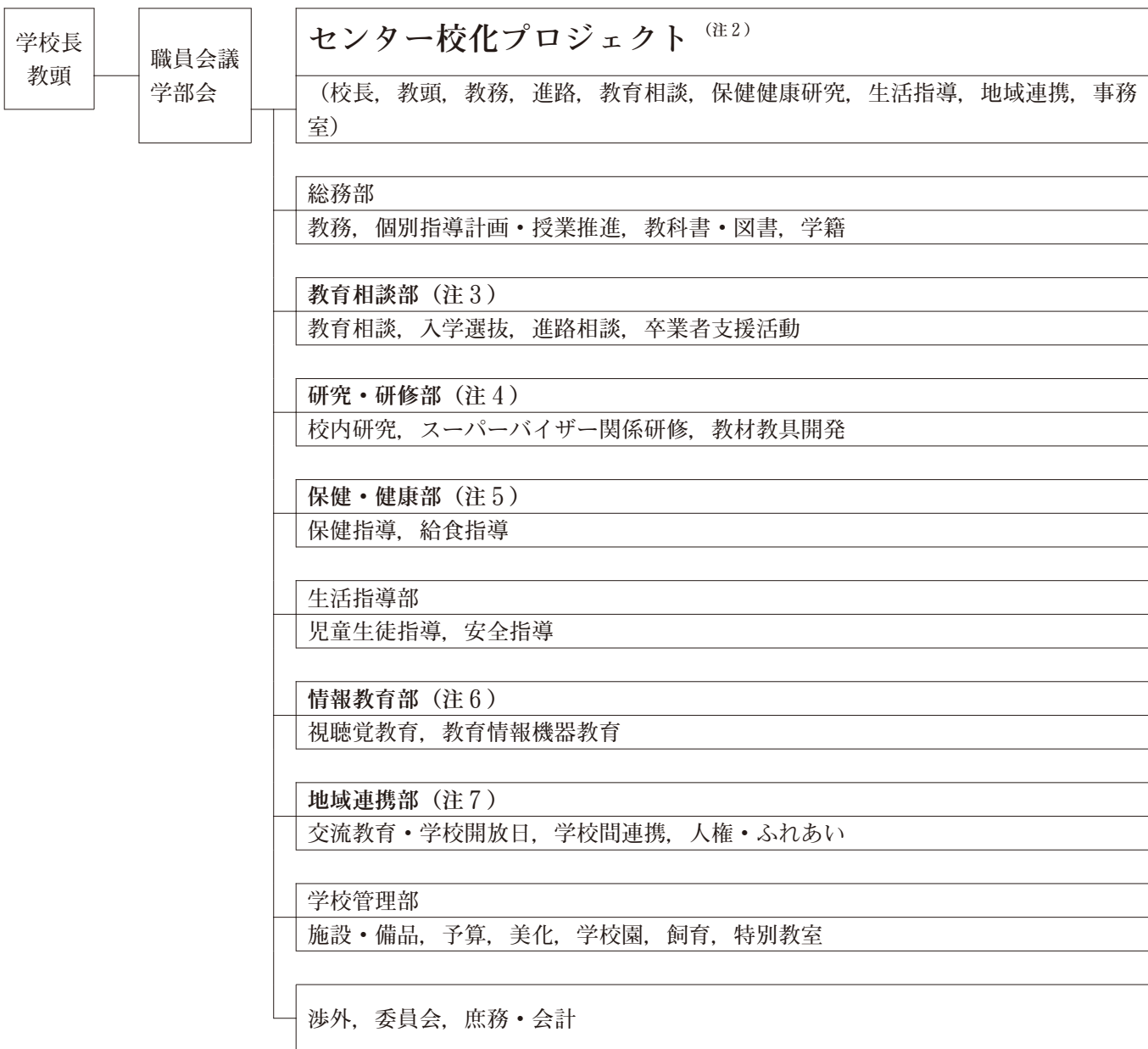
センター校化を実現していくためには、市としてのこれからの障害児教育の方向性を改めて明確にする必要があり、その上で具体的なネットワークの全体像を設定しなければならない。特別支援教育への移行も間近にあることを考えると、市としての今後の対応が重要な問題となるだろう。

障害児教育が大きく変化しようとしている現在でも、市民の障害児教育に対する認識は完全とは言えず、関係者の中にも旧態依然とした考えが存在する。このような状態を脱却し、様々な児童生徒に対応できるよう、教育内容の充実と組織づくりをすすめていかなければならない。

資料1 2003年度白浜養護学校 校務分掌

本校の市内での障害児教育のセンター校的役割を考え、校務分掌を地域支援の窓口となるように改編した。

* (注2～7) は改編した箇所



注2：白浜養護学校の市内での障害児教育のセンター校的な役割を推進するための企画・計画・連絡調整を行う。

注3：小学部入学から高等部卒業・卒業後を見通した相談活動を行うため、進路担当とも連携を取りながら、市内の未就学児から学齢期までの教育相談を行う。

注4：市障害児教育スーパーバイザーの指導助言等をもとに、指導内容・方法について研修を深め、その情報を市内の障害児教育に

役立てる。特に個別の指導計画について具体的な取り組み方法を示す。教材・教具を開発し、市内のイントラネット等で情報として提供し活用を図る。

注5：特別な教育的配慮の必要な児童生徒の保健・医療面からの理解と配慮について市内の教職員（特に養護教諭）・保護者に情報を提供する。必要に応じ、保護者・教職員と医療機関との連絡調整を行う。

注6：各部と連携し、市内のイントラネットで、教育・福祉・医療面等特別支援教育に必要なさまざまな情報を提供する。

注7：居住地交流（本来校区の学校との交流）や地域への学校施設の開放を進める。人権やふれあい教育に配慮した情報を発信するとともに、地域における障害児教育の啓発に努める。

資料2 国・県・市段階における施策（抜粋）

（国）

「21世紀の特殊教育の在り方について」より（平成13年1月）

地域の特殊教育センターとしての盲・聾・養護学校の機能の充実

1. 盲・聾・養護学校は、その専門性や障害に対応した施設・設備を生かして、早期からの教育相談を実地したり、幼稚園などの障害のある幼児を指導するなど、地域の特殊教育に関する教育相談センターとしての役割を果たすこと。
2. 盲・聾・養護学校は、その専門性や施設・設備等を生かして、地域の小・中学校や幼稚園に対して、求めに応じて教材・教具や情報機器等を貸し出したり、盲・聾・養護学校の教員が小・中学校等の教員に対して情報提供しており、小・中学校などの教員が盲・聾・養護学校を訪問して研修するなど、小・中学校や幼稚園などへの支援センターとしての役割を果たすこと。

「障害者基本計画」より（平成14年12月閣議決定）

盲・聾・養護学校については、その在籍する児童生徒などへの教育や指導に加えて、地域の保護者などへの教育支援や小・中学校などにおける障害のある児童生徒などへの計画的な教育支援などを行う地域の障害のある子どもの教育センター的な役割も果たす学校へ転換を図る。

学校外の専門家などの人材の活用、組織として一体的な取り組みを可能とする支援体制の構築、関係機関との有機的な連携協力体制の構築などにより、一人一人の教員及び療育に関わる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図る。

（県）

「かながわ障害者計画（仮称）」より（平成15年7月）

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）などこれまで障害認定基準だけでは対応できない人々の自立生活力を高めるための支援が求められています。そのため、これからの支援教育のあり方検討協議会による『小・中学校、高等学校、盲・聾・養護学校という学校種別を問わず、子どもたち一人ひとりを適正に評価し生きていく上で必要な学習を、個別に支援していくため、「個」に着目した教育を展開する』等の報告をふまえた支援策や地域生活支援のあり方を検討します。

障害のある幼児への障害特性を踏まえた早期治療の体制整備を図り、障害の軽減・削除を図るとともに、障害（児）者の教育ニーズに適切に対応するための体制を整備します。

〔施策例〕

- ・障害児の学習形態に応じた、教育内容・方法の検討や指導力の向上
- ・適切な治療、訓練等をおこなうことにより心身のよりよい発達を促し、社会参加できるよう、住宅施策、施設施策が連携した総合的な施策の推進

（市）

「藤沢市障害者福祉長期行動計画より（平成10年9月）」

保育・教育の充実

障害のある子ども達が、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・

教育体制の整備に努めます。

障害の早期発見・早期訓練のための療育体制の充実に努めます。

また、障害のある児童・生徒やその家族、学校に対する相談・援助の体制の充実に努め、個々の状況に応じた教育環境づくりに努めます。

- 障害児の様々な状況に応じた教育的配慮という視点から、一人ひとりの能力や特性に対応できる多様な教育の場を整え、多様な教育を推進します。
- 障害児教育を、生涯教育の観点からとらえ、社会参加への力を養い、自立を可能にするための教育を推進します。
- とともに学び、ともに育つ学校教育を推進するため、きめ細かな教育をすすめます。
- 障害のある児童生徒に関わる教育相談について、さらに充実に努めます。
- 適切な相談・援助が行えるよう、教育相談員による教育相談活動の一層の充実に努め、児童生徒に直接関わりながら、担任と協力して支援・援助に努めます。
- 就学予定の子どもの保護者との相談等については、きめ細やかな対応を図っていきます。
- 教育相談に関する研修については、教育文化センター等での取り組みを、さらに充実します。

社会資源ネットワークによる「地域支援システム」をめざして

福西 隆弘

兵庫県 篠山市立篠山養護学校

1 はじめに

本校は幼稚部から高等部までを有する篠山市立の肢体不自由養護学校で、昭和49年に創立（創立当時、篠山町立）された。現在、篠山市内にある唯一の養護学校として、肢体不自由児を主に約40名の様々な障害のある子ども達が市内全域から通学している。

本校が所在する篠山市は、平成11年4月に市制を布き、兵庫県下22市のうち、神戸市に次ぐ広い面積を有する一方、人口約4万7千人と過疎対策が課題となっており、障害児・者に対するサービス機関も、まだまだ十分とはいえない状況にある。病院や健康福祉事務所の乳幼児健康診査で、発達に遅れがあると指摘された子どもの保護者から、「今後どのような対応をしていけばよいのかを知りたい」、また、「継続した理学療法を受けたい」という要望があるが、近くにそういった要望に対応できる病院や施設が少ないために、十分な支援が受けられないといった現状がある。また、特別な支援を必要とする子ども達にどのように関わっていけばよいか知りたいという小・中学校の教員から養護学校への要望もある。

本校は、こうした地域のニーズを踏まえ、広く地域の特別支援教育に携わっていくという視点に立って、就学前から学齢期及び卒業後の就労等の進路指導までの支援を目指した教育相談活動を中心に取組みを進めている。

本稿では、その取組みの一環として、学校単独での支援から地域の社会資源とのネットワークのもとでの支援へ移行させていった経過を中心に述べたい。

2 学校単独での教育相談から「地域支援システム」へ

(1) これまでの教育相談の経過と教育相談体制

本校が創立される以前から、旧篠山町を含む多紀郡内には障害のある子どもをどのように育てていったらよいかについて相談できる場所がほしいという切実な要望があった。しかし、この地域にはそういった相談機関等がなく、保護者は遠く離れた神戸・阪神間の都市部まで、1日ばかりで病院や相談機関を訪ねなければならないという状況にあった。本校創立後3年目の昭和51年に幼稚部が設置されるに至った背景には、こうした状況に少しでも郡内で日常的な対応ができるようにするねらいが含まれている。幼稚部設置後は、障害のある幼児に対する家庭での対応の仕方や今後の手だてについて、相談に訪れる事例が相次ぐようになってきた。そして、当時は教育相談部という体制はなかったものの、地域の要望にこたえながら実質的な相談活動を行っていた。

しかし、教育相談件数が増えるにつれ、相談活動にあたる職員の確保と、人材の育成が大きな課題であった。また、相談時間を設定して確保することも必要になってきた。こうした課題を解決するために、平成9年度から校務分掌に教育相談部を位置づけた。当初、教育相談部には、養護・訓練部（現在の自立活動部）専任の教師及び養護教諭、校長、教頭が属し、相談活動にあたっていた。しかし、平成12年度、教職員全員で子ども達の自立活動を考えていくとの方針の転換を行い、養護・訓練部専任制をなくすことになったことから、幼稚部～高等部のそれぞれ1～2名ずつの教員及び養護教諭、校長、教頭が教育相談部に属して相談活動にあたってきた。また、平成13年度には、幼稚部の保育時間について見直しを行い、幼稚部の保育時間を子どもの発達段階に応じて午前中の4時間保育とした。これに伴い、幼稚部の担当教員を中心に小学部・中学部・高等部から各1名ずつの教員、そして、養護教諭及び校長、教頭によって教育相談部を構成することができた。そうすることで、それまでより早い時間から相談活動にあたることができるようになった。図1は現在の教育相談体制を示したものである。

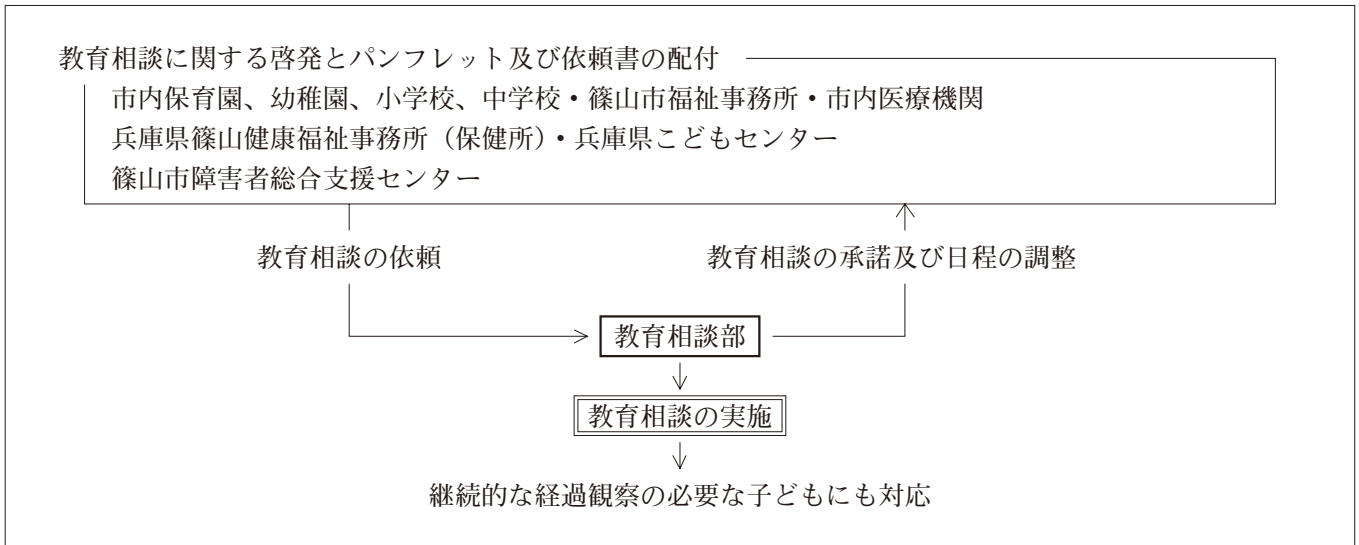


図1 教育相談の体制

なお、教育相談活動の中で扱われる主な内容は、①発達検査・心理検査、②早期からの教育相談、③市内の保育園、幼稚園、小・中学校及び高等学校への教育的支援、である。

（2）教育相談体制の見直しの必要性

相談活動を行う中で、次のような新たな課題が浮かび上がってきた。

市民から寄せられる支援ニーズに、本校の教育相談だけで相談内容が結結するケースばかりではないという現実である。市立学校である篠山養護学校は、主に市内の小・中学校との間で人事異動を行っている。このことによって、本校で特別支援教育について実践を積んだ教職員が、各小・中学校で特別支援教育の中核となり支援体制の充実を図ることができる。しかし一方では、本校教職員の専門性の維持・充実と、地域からの多岐にわたる支援要請の内容にこたえるために、その対策を考える必要が出てきたのである。

あわせて市内全域の状況として、篠山市障害者福祉プランの策定と支援費制度の導入を契機に、市内の子ども達の中には、学校教育だけでなく、市内に整備され始めた医療機関や障害者総合支援センター、社会福祉協議会、在宅介護支援センター等の支援やサービスを選択し、複合的な支援を希望する子どもが増えてきた。それにともない、各機関から、医療や教育の場での療育や支援に関する情報を共有し、福祉サービスにもいかしていきたいという要望が出てきた。それぞれが単独でそれぞれの視点での支援を行っていたのでは、その子どもや保護者がとまどいを感じたり、思ったような効果があがらないという事例も現実に出てきた。一人の子どもに関わる教育・医療・福祉の各機関がそれぞれの支援を行うだけでなく、その子どもを総合的にとらえ、生活全体に対する支援を考えていくために、関係する機関やスタッフが集まり、子どものよりよい発達を願って、子ども一人一人に対する個別の支援計画を作成し、一貫した支援体制を図っていかねばならない必要性が認識されるようになってきたのである。

兵庫県篠山健康福祉事務所（保健所、以下、篠山健康福祉事務所と表記）が、障害のある0歳から7歳児の子どもの保護者を対象に行った「篠山市における地域療育に関するニーズ」というアンケート結果からも、乳幼児期から訓練や指導をしてほしいという願いがあるが、『誰に相談にいけばよいかわからなかった』『頻繁に相談や訓練に通えるところが不足している』等の保護者の声が浮かび上がってきた。

すなわち、市内の医療機関や療育施設等の関連機関との協力体制が必要になってきたのである。これらの課題や要望を解決し、よりよい支援を行っていくために、本校の教育相談担当者が中心となって作成したのが、図2に示した「地域支援システム」である。このことについて、以下に詳しく述べたい。

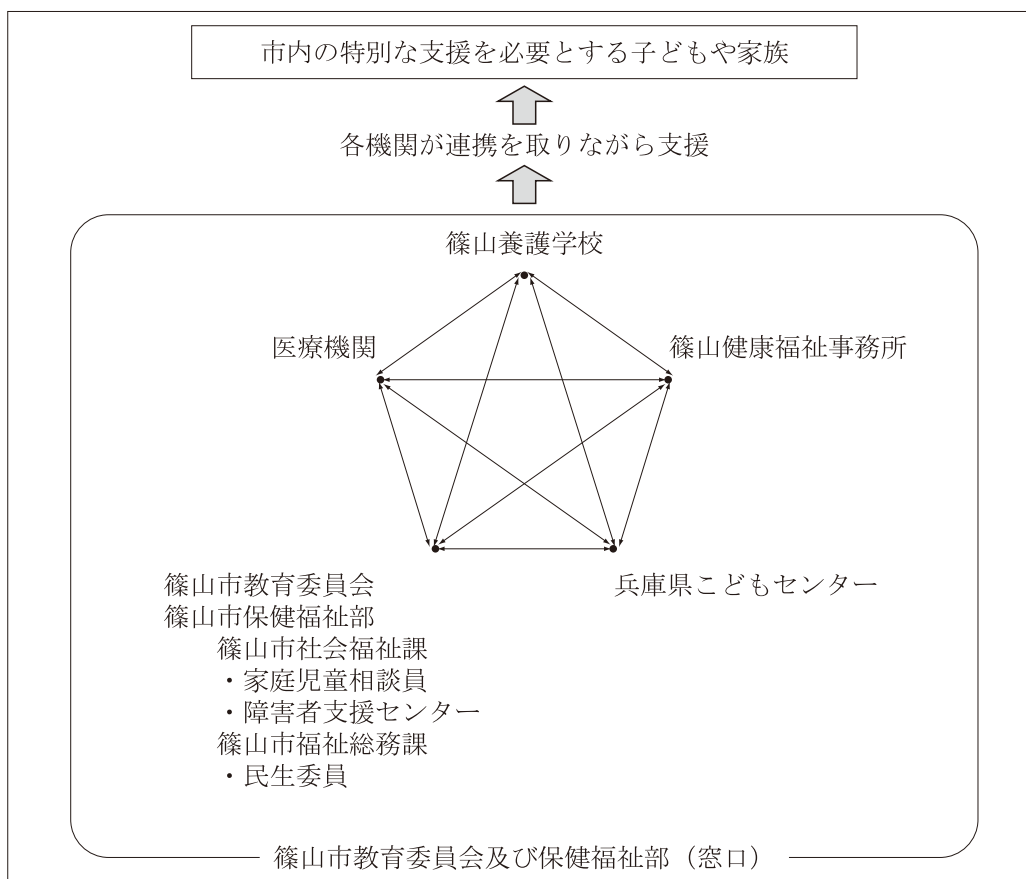


図2 篠山市地域支援システム

3 養護学校を含めた「地域支援システム」の構築

今、市内の特別な支援を必要とする子どもや家族が求めていることは、生涯にわたって適切な支援が受けられ、地域社会の中でよりよい生活が送れるようになることである。そのためには、教育機関、医療機関、福祉関係機関がそれぞれ独立して支援を行っていくこれまでの篠山市内の体制では、総合的に支援していくことは難しく、要望にこたえられない。この課題を解消するために作成した「地域支援システム」の概要と取り組みについて以下に述べる。

(1) 「地域支援システム」のめざすもの

保護者が子どもの発達の遅れや障害に気づいたときあるいは不安を感じたとき、どうすればよいのか。篠山健康福祉事務所の行ったアンケート結果にも見られるように、『どこに相談すればよいか』『どこに行けば情報が得られるのか』がわからず、不安をもち続けている場合が多い。これに対応するためには、篠山市のどこかに情報を提供する窓口を設け市民に相談窓口の存在を知らせていくことが必要である。

そのような子ども達は、医療機関を受診し、PT・OT・STのいる療育機関で療育を受けていたり、保育園や幼稚園、小・中学校や養護学校等に在籍していたり、福祉サービス機関でもある篠山市障害者総合支援センターで児童デイケアサービスを受けていたり、篠山市在宅介護支援センターのサービスを受けていたり、と様々な機関と関わりを持っている。そのような子ども達や家族に対し、各機関がネットワークを組み、情報の共有化を図りながら相互に関連しあい、必要に応じてチームアプローチを行えるシステムを構築することが必要である。これにより、各機関が作成したプログラムを相互に活用し、支援を総合化し充実させようというのが、図2に示す「篠山市地域支援システム」である。

本校は篠山市の設置する学校であることから、市教育委員会をはじめ、市の関連機関との連携を緊密に図りやすいという利点がある。したがって、本校が単独でセンター的機能を果たそうとするのではなく、「地域支援システム」の一端を担いながら活動することを通して、本校としてのセンター的機能を果たすことが重要であると考えて

いる。それぞれがそれぞれの立場で支援を充実させ、各々のもつ機能を十分に発揮しながら、さらにネットワークを組むことで、より総合的で生涯にわたった支援が可能になると考える。

(2) 「地域支援システム」の進化に向けての取組み

この「地域支援システム」のなかで本校に求められることは、教育相談の充実と質的な向上を図ることである。教育相談を訪れる子どもや保護者の相談内容が複雑で多岐になるにしたがい、研修等により本校教職員の専門性の向上が図られることが重要となってきた。

同時に重要なのが、地域社会資源ネットワークを活用した、機関及びスタッフが協力して行う、新しい教育相談の体制への転換である。そして、これを具体化するために本校として次のような3つの取組みを行った。

- 1) 篠山市教育委員会に働きかけ、篠山市の行政機構に入っている機関には、必要に応じて教育相談の場への参加を要請し、それが可能となる体制を整えた。これを通じ、たとえば家庭児童相談員と共同で相談に応じることで、保育所・幼稚園や学校での支援と家庭での支援に一貫性をもたせ、生活全般に亘った支援を考えることができるようになる等、より充実した相談を行えるようになった。(図3)

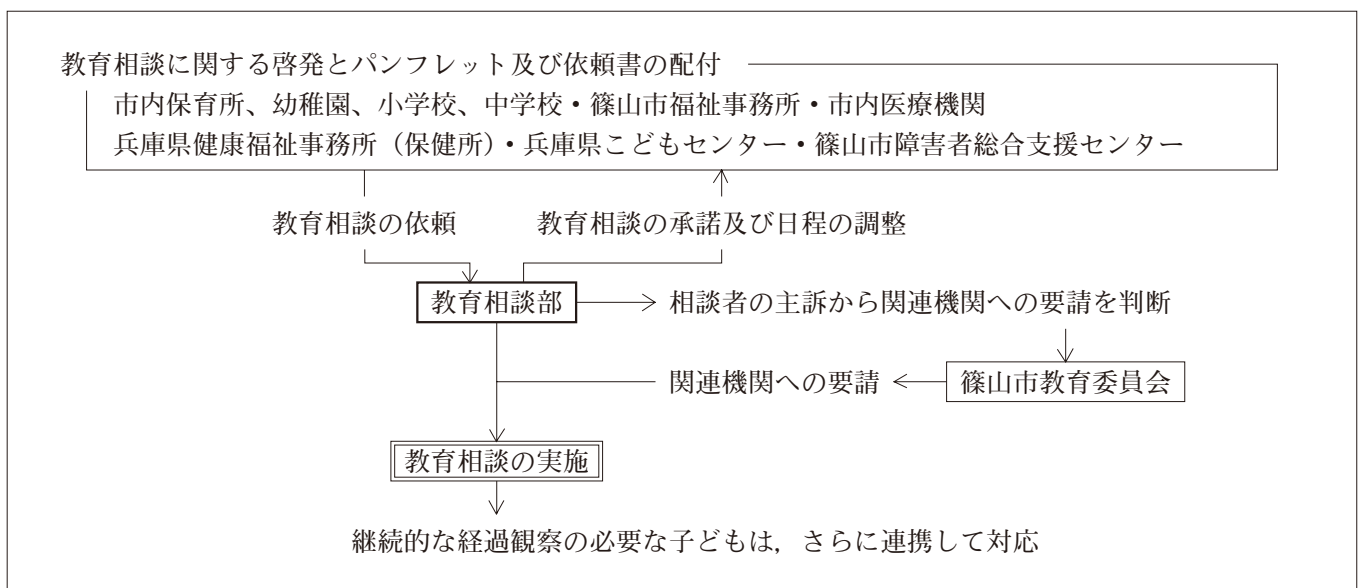


図3 新しい教育相談の体制

- 2) 本校において障害児を専門とする整形外科医及びPT・OT等による総合相談を行い、具体的な助言を受けるという取組みを始めた。これまでも、肢体不自由養護学校として年に1回程度の整形外科医による在校生に対する健康診断は行われていた。しかし、整形外科的な現状や留意点を聞くだけでなく、どのような動きや作業の学習をしていけばよいのかといった総合的で具体的な支援の仕方を助言してもらうことが必要であるという自立活動部での話し合いを契機に、まず本校の子ども達の様子を整形外科医及びPT・OTにみってもらうことを始めた。加えて、兵庫県教育委員会による「社会人活用を図る特別非常勤講師招聘事業」を活用し、年間に20時間程度ではあるが、PT・OTによる継続的な指導を始めている。今後、教育相談で関わっている子どもについても、医療スタッフと養護学校教員合同のケースカンファレンス等で情報交換を行っていきようにしたいと考えている。
- 3) 本校の教育相談体制の充実と質的な向上を図るとともに、教育と医療と福祉のネットワークづくりを開始した。まず、教育相談に関する啓発とパンフレット及び依頼書を配布する際に、本校から提供できる情報や施設及び教具等があれば協力していくという趣旨を話した。さらに、前述した「地域支援システム」構築の必要性の説明と協力の要請を行った。その結果、地域で重要な役割を果たしている篠山健康福祉事務所と話し合いの機会をもつことができた。そこでは、『医療や教育の場でどんな療育や支援がなされているのかという情報が得たい』ということや、『それぞれの機関からの課題解決にあたって、障害児の教育という面からの共同アプローチを期待している』という意見が出された。そのことに対応するため、篠山健康福祉事務所主催の、支援実務担当者が参加する「障害児の育児支援に関する実務担当者連絡会議」に本校の教育相談部も地域支援システムの視点から、参加す

ることになった。この会議には、障害者総合支援センターでの言語支援の担当者及び障害児通園デイサービスセンターの保育士、篠山市保健福祉部健康課で主に乳幼児に対する子育て支援にあたっている保健師、そして、兵庫県下丹波地区（篠山市・氷上郡）をエリアとして平成11年10月に始まった「障害児・者地域療育等支援事業」により、障害児・者のある家庭を支援しているコーディネーター、篠山市社会福祉課障害福祉系の担当者が、それぞれの機関の実務担当者として参加している。

ここでは、それぞれから出された課題を整理し、優先すべき課題や緊急度の高い課題等について洗い出す作業を行っており、ア) それぞれの専門性を高めていくための研修会等の開催に関する情報の交換の場が必要であるという意見、イ) 子ども達が地域でどのような支援を受けていけるのかを明確にし、関係の機関がその子どもに関する統一した支援プログラム（個別の支援計画）を考えて役割分担を行う必要がある、といった意見が出された。その具体的な取組みとして、本校に在籍し、障害児通園デイサービスセンターも利用している子どもについて、統一した個別支援プランを策定することを始めつつある。

さらに、支援費制度の導入にともない、「保健・福祉サービス調整推進会議」（篠山健康福祉事務所主催）に、本校の教育相談部も参加し、中途障害により医療・福祉・教育にわたる支援を必要とするようになった子どもに対する事例検討を行っている。以下、本会議の取組みについて、関係機関同士の関わり方を中心に報告する。

【「保健・福祉サービス調整推進会議」における事例】

<対象者>

高等部1年（16歳）男

事故による頭部外傷後脳挫傷、意識障害有

平成13年 退院、在宅ケア開始

平成15年 篠山養護学校入学

<経 過>

○篠山健康福祉事務所より、教育・医療・福祉の各関連機関による複合的な支援開始に関わって、本校での教育的な支援についてききたいという連絡があり、篠山市社会福祉課障害福祉係担当者を含めて話し合いをもつ。

○医療機関によるリハビリ等の療育の場面や医療的ケアについての支援の在り方を含めた、関連各機関からの現在の状況や課題の報告及び連携に関する課題解決の必要性が指摘され、篠山健康福祉事務所により「保健・福祉サービス調整推進会議」を開催することとなる。

○「保健・福祉サービス調整推進会議」を開催

参加者

リハビリテーション科医師（市内大学病院）

ケアマネージャー（篠山市東地区在宅介護支援センター）

担当看護師（篠山市訪問看護ステーション）

看護師・介助員（篠山市障害者総合支援センター内の身体障害者デイサービスセンター）

看護師・介助員（西紀デイサービスセンター）

ヘルパー（社会福祉協議会）

担当者（篠山市社会福祉課障害福祉係）

教育相談担当者・対象者担任・養護教諭・看護師（篠山養護学校）

会議内容

①ケース紹介

②各関係機関からの報告

③意見交換・検討

成果と課題

・緊急時の対応等が必要であるということから、情報収集や提供の窓口となるコーディネート機関が必要であるとし、参加者の協議のもと設置することになった。

・医療的ケアにおける共通理解を図る必要性が認識された。

○本会議を受けて、「保健・福祉サービス調整推進会議に基づく看護師連絡会」を開催。

参加者

ケアマネージャー（篠山市東地区在宅介護支援センター）
所長・担当看護師（篠山市訪問看護ステーション）
看護師・介助員（篠山市障害者総合支援センター内の身体障害者デイサービスセンター）
看護師・介助員（西紀デイサービスセンター）
ヘルパー（社会福祉協議会）
担当者（篠山市社会福祉課障害福祉係）
看護師（篠山養護学校）

協議結果

- ・主治医との連携を訪問看護ステーションが行う。
- ・看護師の連携を図るため、一週間単位の基本シートの作成をしていくことになった。
- ・健康状態の確認と共通理解を行うことになった。
- ・緊急時の対応の確認を行うことになった。

<全体を通して>

各職種や保護者との間で連絡ノートを作成し、緊密な連絡を取り合うことができるようになった。そのことによって本事例に関する共通理解が図られ、それに基づいた適切且つ迅速な対応が図られるようになった。その結果、本事例の体調もより安定し、保護者も安心感を得ることができた。

（3）これまでの成果と今後の展望

篠山市教育委員会等の要請によって、市の各機関から必要に応じて教育相談の場にスタッフが参加できる体制ができ、本校の教育相談の充実を図ることができるようになった。教育相談を通して連携をとりたいという提案を市内の福祉機関や医療機関に行っていくなかで、篠山健康福祉事務所との間によりパートナーシップが形成されつつある。そして、事例を通して地域の教育・医療・福祉の各機関がネットワークを組み、支援を必要とする子ども達に対する個別の支援計画を作成したり、「保健・福祉サービス調整推進会議」を行ったりする等、その子どもの生活全般に亘る支援が具体的に検討され工夫されるようになってきた。しかし、まだこの取組みは、ようやく実務者レベルでその大切さが確認されつつある段階であり、「篠山市地域支援システム」を確立・進化させるためには、今後、実務担当者会議や連絡調整会議の定例化と拡大化、及び、それにともなったシステムの管理機構の形成が必要である。今後、各機関の実務担当者の異動等にも左右されることのないよう、定期的な連携に関する会議の開催と、その事例検討会議に必要な機関及び人材等が柔軟に集まれるような体制整備が望まれる。

4 これまでの取組みを振り返って

当初、本校では、「地域の養護学校として、篠山養護学校が地域の特別支援教育のセンター的機能をどのように展開するか」ということを命題としていた。しかし、市教育委員会をはじめ、市の関連機関との連携が緊密に図れるという市立養護学校であることによるメリットと、本校教職員の専門性に関する課題解決への検討から、特別な支援を必要とする子どもをとりまく関係諸機関それぞれが機能を充実させるとともに、相互に連携したネットワーク自体がセンター的な機能を果たすという考えに方向転換を行った。そして現在、これを具体化する「篠山市地域支援システム」の構想について篠山健康福祉事務所をはじめとする福祉機関への啓発を図った結果、具現化に向けての第一歩が始まりつつある。

トップダウン型で形式的なネットワークをつくっていくだけではなく、実際の子どもを見つめた事例をもとにした、実務者による具体的な話し合いから出発したボトムアップ型ネットワークをリンクさせることこそ、市民のニーズに即したより充実した機能を果たせるものである。今後さらに、開かれた地域の養護学校として質の向上を図り、篠山市の子ども全体をみつめた教育活動および相談活動のさらなる充実を目指して他機関との連携を行い、生涯に亘る総合的な支援を行っていくための社会資源ネットワークによる「地域支援システム」の構築を目指したい。

